

事 務 所 に つ い て

代行霊園については、以下のとおり事務所を設置する。

指定管理者は、当該事務所に設置する霊園管理システムを用いて受付・相談等の事務を行うこととするが、当該事務所に加えこれ以外の事務所を別に用意して事務を行うこともできる。ただし、その際にはあらかじめ本市の承諾を得ることとする。なお、霊園管理システムの移設等は一切行うことはできない。

また、当該事務所については、大阪市設瓜破霊園ほか3霊園及び大阪市立服部納骨堂の指定管理者に係る事務所と一部重複するため、必要な負担を行い、善良な管理者の注意をもって利用しなければならない。

なお、当該維持管理に要する費用等の負担については、本市及び両指定管理者の三者で協議のうえ決定する。

霊園名	住吉霊園	千駄霊園	松原霊園	平野霊園	加美霊園
事務所	南霊園施設内 (阿倍野区阿倍野筋 4-19-115)			瓜破霊園施設内 (平野区瓜破東 4-4-164)	